

(仮称) 青山三丁目アパート新1号館建設(建築主体) 工事の変更契約について

1 工事の概要

- (1) 名称 (仮称) 青山三丁目アパート新1号館建設(建築主体) 工事
(2) 工期 平成25年6月30日から平成26年9月16日まで
(3) 契約の金額 450,450,000 円
(4) 請負業者 樋下建設・篠村建設特定共同企業体

2 平成26年2月10日開催の建設常任委員会での説明内容

(1) 工事状況について

機械設備業者の入札不調により工事一時中止となっていたが、業者が決定し平成25年11月14日に工事を再開(中止期間35日間)、9月の竣工を目指しているところである旨説明した。

(2) 変更契約について

工事の一時中止命令による経費や住宅性能評価書取得等に関連する工事、残土処分についての工事内容の変更等が生じたことから、1,000万円程度の契約金額の増額が生じる見込みとなり、6月議会に付議する予定である旨説明した。

3 現在の工事状況について

工事の期間を、「平成26年3月17日」から「平成26年9月16日」へ変更契約し、9月中の竣工を目指し、工程どおり進行している。

4 変更契約について

新たに、インフレスライド条項による契約金額の増額の請求が施工者より提出されたため、物価上昇による増額を含め6月議会に付議する予定としている。

当初契約額 450,450,000 円

変更後契約額 約467,180,000 円(約16,730,000円の増額)

(1) 前回説明に係る増額分 (工事中止命令による工期延長等経費, 工事内容の変更)	12,730,000円
(2) 新たなインフレスライドの増額分 (物価上昇による残工事の増額)	4,000,000円
合計(増額)	約16,730,000円